行政処分を受けた准看護師に対する再教育　フロー図

- 罰金刑以上の刑に処せられた者
- 准看護師の業務に関し犯罪又は不正行為のあった者
- 心身の障害により准看護師の業務を適正に行うことができない者
- 麻薬、大麻又はあへん中毒者
- 准看護師としての品位を損する行為を行った者

知　事　に　よ　る　行　政　処　分

《免許取消処分》　《業務停止処分》　《戒告処分》

知事による再教育命令

免許取消処分後再免許を受けようとする者	業務停止処分を受けた准看護師	戒告処分を受けた准看護師

集合研修２日（８時間）

集合研修１日（4.5 時間）

再　教　育　研　修　手　数　料　８３，０００　円

再教育研修手数料　４５，０００　円

手数料条例に規定

個別研修《見学演習等》120 時間以上	個別研修《見学演習等》80 時間以上	個別研修《見学演習等》20 時間以上	課題研修
業務停止２年以上、取消処分後に再免許を受けようとする者	業務停止１年以上２年未満	業務停止１年未満（課題研修対象除）	業務停止１年未満の中で業務停止期間が短時間の者及び事由が看護技術に直接関係しない者

対象者が自ら策定したプログラム等に基づき実施

知事は准看護師籍に再教育研修修了した旨を登録する。

准看護師再教育研修修了登録手数料　５，６００円

准看護師再教育研修修了登録証の書換交付手数料　3,400 円
准看護師再教育研修修了登録証の再交付手数料　4,100 円

手数料条例に規定